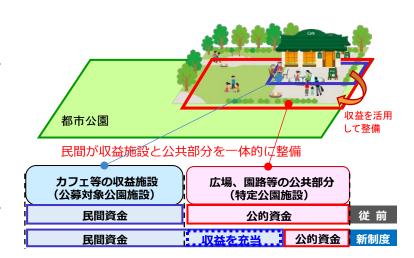
公募設置管理制度(P-PFI)の概要

都市公園のストックが増加し施設の老朽化が進むなか、良好な維持管理、機能維持のための費用は限られています。都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間資金、ノウハウの活用をより一層推進すること必要となっていました。そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進することを目的に創設された都市公園法に定められた制度です。

1. 公募設置管理制度の特徴

条 件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと

- ・公園において飲食店や売店などの収益 施設等(公募対象公園施設)と園路、広 場等の整備を一体的に行う民間事業者を 公募により選定する
- ・選定にあたっては都市公園法で<u>学識有</u> <u>識者の意見を聴く</u>ことになっており、国 としては委員会の設置を推奨 ⇒横浜市 公園公民連携推進委員会
- ・民間事業者は整備費を負担し、公園使用 料を自治体に支払う(新たな財源確保)
- ・民間事業者には都市公園法の<u>特例措置</u> がインセンティブとして適用



2. 公募設置管理制度の特例措置

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

特例 1 設置管理許可期間の特例(10年→20年)

現行、設置管理許可の期間は最長 10 年であるが、民間事業者が施設を設置し、投資を回収するという観点からは短い場合が多く、民間が参入しづらい、簡易な施設しか設置できない等の課題有あるため、公募設置管理制度に基づき選定された者に対して、上限 20 年の範囲内で設置管理許可を保証

特例 2 | 建蔽率の特例(2%→12%)

通常、便益施設(飲食店・売店等)の建蔽率2%のところ、公募対象公園施設については、休養施設、 運動施設等と同様に10%の建蔽率上乗せ

特例3 占用物件の特例

公募設置管理制度に基づき選定された者は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔を占用物件(利便増進施設) として設置できる